

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 港湾法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める保管施設の用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管であつて、流通加工を伴うものとともに、同号の政令で定める道路その他の港湾施設は、当該保管施設の機能を確保するための道路等とするものとする。 (第四条の二関係)

第二 特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準は、一定の要件に適合する工事实施計画、管理運営計画、資金計画及び収支計画を有する者であること等とするものとする。 (第九条関係)

第三 特別特定技術基準対象施設の改良に係る国による港湾管理者に対する貸付金の金額は、特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする貸付けの金額の二分の一以内の金額とするものとする。 (第九条の二関係)

第四 特別特定技術基準対象施設の改良に係る国による港湾管理者に対する貸付け及び当該貸付けに係る港湾管理者による貸付けの条件の基準並びに加算金について所要の規定を定めるものとする。 (第九条の三関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

一 この政令は、平成二十六年七月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第二項関係)